

球磨村告示第1号

令和3年第1回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年1月25日

球磨村長 松谷 浩一

- 1 期 日 令和3年1月29日
 - 2 場 所 球磨村議会議場
-

○開会日に応招した議員

板崎 壽一君	東 純一君
犬童 勝則君	小川 俊治君
高澤 康成君	舟戸 治生君
嶽本 孝司君	多武 義治君
田代 利一君	松野 富雄君

○応招しなかった議員

令和3年 第1回 球磨村議会臨時会会議録(第1日)

令和3年1月29日(金曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和3年1月29日 午前9時59分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第6 報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第7 報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第8 報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第9 議案第1号 工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第2号 工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第3号 球磨村課設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第4号 球磨村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 球磨村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第14 議案第6号 令和2年度球磨村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第6 報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第7 報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)
- 日程第8 報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)

○議長（多武 義治君） おはようございます。本日は、第1回臨時会が招集されましたところ全員ご出席です。

ただいまから、令和3年第1回球磨村議会臨時会を開会します。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（多武 義治君） 本日の日程は、配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって9番、田代利一君、10番、松野富雄君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3. 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

日程第4. 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

日程第5. 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

日程第6. 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

日程第7. 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

日程第8. 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

○議長（多武 義治君） 次に、日程第3、報告第1号から日程第8、報告第6号までの専決処分の報告について、損害賠償額の決定を一括して上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 皆さん、改めましておはようございます。令和3年第1回球磨村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましてはご多忙の中、全員ご出席いただき、ここに第1回臨時会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

今回の臨時会では、報告6件、議案6件を上程いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、上程いただきました報告第1号から第6号について、ご報告を申し上げます。

この6件は、令和2年7月豪雨災害以前にそれぞれ契約を締結しておりましたが、令和2年7月豪雨災害により、建築用用地等が被災し施工が不可能となったため、球磨村公共工事請負契約約款に基づき契約を解除し、それまで要した書類作成、測量、調査等に係る費用を損害賠償額として承認し支払うことにより、その他一切の債権債務が存在しないことでそれぞれ合意が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものでございます。

まず、報告第1号につきましては、防災第1号、神瀬地区避難所建築工事を契約解除した際に発生した損害賠償額に関する専決処分事項でございます。

この工事は、神瀬地区防災広場に神瀬地区避難所を建築するもので、村と味岡建設株式会社との間で令和2年6月5日に工事請負契約を締結しましたが、令和2年7月豪雨により建築用地が被災し施工が不可能となったため、球磨村公共工事請負契約約款第42条第1項に基づき、令和2年7月31日に工事請負契約を解除し、その時点までの書類作成、測量、調査等に係る費用48万8,399円を、同約款第42条第2項に基づく損害賠償額として承認し支払うことにより、本件に関してその他一切の債権債務が存在しないことで双方の合意が成立いたしました。

次に、報告第2号につきましては、防災委託第1号、神瀬地区避難所建築工事管理業務委託を契約解除した際に発生した損害賠償額に関する専決処分事項でございます。

この業務委託は、神瀬地区防災広場に神瀬地区避難所を建築するに当たり工事の管理業務を委託したもので、村と有限会社本田建築設計事務所との間で令和2年6月3日に業務委託契約を締結しましたが、令和2年7月豪雨により建築用地が被災し施工が不可能となったため、球磨村公共工事関係業務委託契約約款第43条第1項に基づき、令和2年7月31日に業務委託契約を解除し、その時点までの書類作成、現場確認、打合わせ等に係る費用56万3,640円を、同約款第43条第2項に基づく損害賠償額として承認し支払うことにより、本件に関してその他一切の債権債務が存在しないことで双方の合意が成立いたしました。

次に、報告第3号につきましては、道路新設改良第1号村道神瀬高沢線舗装工事を契約解除した際に発生した損害賠償額に関する専決処分事項でございます。

この工事は、村道神瀬高沢線の未舗装部分を転圧コンクリート舗装とするもので、村と昭和建設株式会社との間で令和2年7月1日に工事請負契約を締結しましたが、令和2年7月豪雨災害により施工が不可能となったため、球磨村公共工事請負契約約款第42条第1項に基づき令和2年11月4日に工事請負契約を解除し、その時点までの書類作成に係る費用1万円を同約款第42条第2項に基づく損害賠償額として承認し支払うことにより、本件に関してその他一切債権債務が存在しないことで双方の合意が成立いたしました。

次に、報告第4号につきましては、林道第1号林道大瀬線舗装修繕工事を契約解除した際に発

生じた損害賠償額に関する専決処分事項でございます。

この工事は林道大瀬線の舗装損傷部分を修繕するもので、村と昭和建設株式会社との間で令和2年6月4日に工事請負契約を締結しましたが、令和2年7月豪雨災害により施工が不可能となったため、球磨村公共工事請負契約約款第42条第1項に基づき令和2年8月27日に工事請負契約を解除し、その時点までの書類作成、測量、調査等に係る費用50万906円を同約款第42条第2項に基づく損害賠償額として承認し支払うことにより、本件に関してその他一切の債権債務が存在しないことで双方の合意が成立いたしました。

次に、報告第5号につきましては、簡水第1号球磨村簡易水道渡配水区配水管更新工事を契約解除した際に発生した損害賠償額に関する専決処分事項でございます。

この工事は渡配水区舟戸地区内の配水管を布設替えるもので、村と有限会社相良建設との間で令和2年7月2日に工事請負契約を締結しましたが、令和2年7月豪雨により工事予定箇所が被災し施工が不可能となったため、球磨村公共工事請負契約約款第42条第1項に基づき令和2年10月31日に工事請負契約を解除し、その時点までの書類作成、収入印紙等に係る費用10万9,200円を同約款第42条第2項に基づく損害賠償額として承認し支払うことにより、本件に関してその他一切の債権債務が存在しないことで双方の合意が成立いたしました。

最後に、報告第6号につきましては、道路維持第3号村道大瀬吉松線排水整備工事を契約解除した際に発生した損害賠償額に関する専決処分事項でございます。

この工事は、村道大瀬吉松線に横断溝を設置するもので、村と有限会社和田商会との間で令和2年5月22日に工事請負契約を締結しましたが、令和2年7月豪雨により施工が不可能となったため、球磨村公共工事請負契約約款第42条第1項に基づき令和2年7月13日に工事請負契約を解除し、その時点までの書類作成、資材調達等に係る費用40万5,275円を同約款第42条第2項に基づく損害賠償額として承認し支払うことにより、本件に関してその他一切の債権債務が存在しないことで双方の合意が成立いたしました。

以上、6件とも地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（多武 義治君） それでは、まず、報告第1号について質疑を行います。質疑はございませんか。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 1号について。全体的じゃ分らないですか。（「うん」と呼ぶ者あり）いいです。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） ほかに質疑がございませんので、報告第1号の報告を終わります。

次に、報告第2号について質疑を行います。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 書類作成の人件費、現場確認人件費、打合わせ人件費というふうになっておりますが、これの人件費の算出方法をどのように報告を受けているか伺います。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） ただいまの高澤議員のご質問ですが、建築確認、神瀬地区の避難所建築工事の管理業務委託ということで、設計まで終わっておりまして、今度、建築工事になっておりました管理業務の委託になっております。

実際、契約日が6月3日となっておりますので、それから、今言われました人件費、書類作成の人件費ということですが、これの確認方法としまして、現場派遣管理者の行動表ということで、まず、内容としましては、建築確認申請書の作成と、あと、先ほど全員協議会でもお話しをしましたが、省エネ法の方の届出書の作成、それから、現場確認等、建築業者と村、それと、建築確認申請に関する県との協議、打合わせ等の日数を、出面を確認いたしまして、6月に、まず15日を初日としまして、その後31日までが9日間、それから、7月に解除する前に、災害を受ける前に3日間の打合わせ、それと、書類作成の、設計者の仕事内容が確認できましたので、その12日間について、技師Cというのが建築設計事務所の労務単価で、A、B、Cでありますけれども、Cの一番低いといえますか、通常作業される方の単価が3万2,700円でございます、1日。それを掛けまして39万2,400円となりまして、そのほかに、先ほど言いました省エネ、すみません。今のは建築確認と現場確認、打合わせ業務で。

それと、省エネ届出書作成業務ということで、これは、一応届出ができる体制までになっておりましたが、一応、まだ届出前でしたので、成果品としては上がってきていませんけれども、一応それまで作成ができていたということで、その一式が12万円ということで出ております。

合計の51万2,400円、それに消費税1割分が入りまして56万3,640円ということで、損害額ということで確認をいたしております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、報告第2号の報告を終わります。

次に、報告第3号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） ほかに質疑がありませんので、報告第3号の報告を終わります。

次に、報告第4号について質疑を行います。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） ほかに質疑がありませんので、報告第4号の報告を終わります。

次に、報告第5号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） ほかに質疑がありませんので、報告第5号の報告を終わります。

最後に、報告第6号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 質疑がありませんので、報告第6号の報告を終わります。

日程第9. 議案第1号 工事請負契約の変更について

日程第10. 議案第2号 工事請負契約の変更について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第9、議案第1号及び日程第10、議案第2号工事請負契約の変更は、関連がございますので2議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第1号工事請負契約の変更について及び議案第2号工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和2年第5回球磨村議会定例会において議決いただきました球磨村情報通信施設災害復旧工事（放送設備分）において、契約金額を3,350万8,892円減額し、2億6,933万6,508円に変更し、また、球磨村情報通信施設災害復旧工事（通信設備分）においては、放送設備で減額した3,350万8,892円を増額し、2億1,787万9,892円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本事業は、総務省の災害復旧を目的とした補助事業を活用するため、補助金申請時に総務省より指示を受け、光ケーブル等の使用状況を、通信と放送の区分の事業費で再度案分し算出いたしました。

なお、情報通信施設災害復旧工事の総事業費の変更はございません。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） それでは、2議案の審議を行います。ご審議願います。——ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんの

で、これから採決をします。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第3号 球磨村課設置条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第11、議案第3号球磨村課設置条例の全部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第3号球磨村課設置条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年7月豪雨災害からの復旧復興に係る業務を加速させるため、組織をスリム化することにより意思決定の効率化を図り、あわせて、住民にわかりやすい組織の構築を目的として行うものでございます。

改正の内容につきましては、災害公営住宅や公費解体などの住まいに関する業務や、復旧復興に関する業務を統括する復興推進課、税や戸籍の窓口を一体化した税務住民課、医療福祉の窓口を一本化した保健福祉課を新設し、村長事務部局の9つの課を6つの課に集約するものでございます。

なお、改正後の条例の施行日は令和3年4月1日としております。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） それでは、本案件の審議を行います。ご審議願います。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 今回の課設置条例の全部を改正する条例の制定について提案を見たところ、住民にわかりやすい組織の構築を目指す、組織をスリム化し意思決定の効率化を図るという提案理由になっておりますけれども、今回の7月の豪雨によって、球磨村は全域で多大な損害が発生いたしました。

そういった状況を見たときに、現在の防災に対する危機管理体制そのものがどうであったのか、あるいは、今後における村民の安心安全をいかに確保していくかという意味では、もう少しその内容について、それぞれ討論をする機会、あるいは、そういった場を設けることが必要でないかというふうに思いますし、また、当然、今の役場内の防災に関する分掌事務を扱う定員は1名、

係が1名という状況の中で、果たして村を安心安全な方向に結びつけていくことができるのか。

あるいは、これまで球磨村は防災に係る多大な予算をつぎ込んでまいりました。当然このことは、ほかの自治体にも負けないぐらいの、そういった取組をこれまで構築をしてきました。

このことが本当に活かされるものになるのかどうなのか、そこもしっかり見るべきでありますし、当然、仕事をするのは人がやるわけですから、その人が今の状況の中で今後の防災、危機管理を進めていく上で、どういった形でそれを引き継ぎができるのか、このことを考えますと、今、総務課内に係があります防災について、改めて防災に特化をした定数増も含めた課の設置が望まれるというふうに私は思います。

そういう意味で、今回のこの設置条例に対する新たな課の設置について、村長のお考えを伺います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。今、小川議員が言われたように、今回このような大きな災害を受け、防災関係の職員が2名体制で今までしてきましたけども、それでは恐らく今後の対応等難しいのかなと思います。

そういったところで、防災に特化した課というところまではいきませんが、防災担当の職員は増やす方向で今は考えております。そこで対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（多武 義治君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 以前にも災害を受けて課の設置の変更がっております。いかに復旧をスピーディーにやっていくかと、その中で、行政の役割分担をいかにきちとした形の中でという中で恐らく変更されたかと思ひます。

また、今回こういう形で課の設置をする。いろんなこの目的を上げておられますけど、行政の事務方の簡素化というのは非常にもちろん見えておりますが、この復興推進課、そういう中で、これの課の条例のどういう部門をつかさどっていくのかという。

住民は果たして、復旧という言葉が今回使われておりません。復興推進課、あるいは、各課が持つものに関しても復旧ということに関して、いかにも復旧が終わって今から復興なんだというような位置づけしか見えてこないわけなんです。

これを以前何か月か前に変えて、今回またこれを変えて、本当に住民が、住民に対して、これを変える本当のメリット、あるいは、その目的が理解されるんでしょうか。復旧復興でありながら、今回、もう復興に行っておるわけではないですか、復興。村長。

以前、12月議会でも話をした、本当に今、小川議員が言うように、何に特化して今後復興を

進めていくのか、防災に強い球磨村づくりを今後していく中で、復旧も現状で100%っていない。そこに復興も計画をしながら、その課を変える意味というのが全く分からない。

二、三か月前に変更されました。また今回、それは事務の簡素化でいくかもしれない、横のつながりとか。住民にとって最大のメリット、あるいは住民サービスを行う上で、この課を変えることで何か飛躍する部分があるのか、それは行政の簡素化だけでしかないですよ、今。

目に見えていない復旧に関しても、住民からいろんな意見も出ている。その中で復興推進、そうじゃないと思うんですね。やったらもう少し踏み込んで防災課を立ち上げ、しっかり今後の球磨村の防災に強い村づくりをするためにということで、位置づけするならば話は分かるけど、そこら辺の各課にそういう認識を根づかせることができた上での課の設置なんですか。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） ご質問としましては、今回の組織改正のところ、復旧ではなく復興のところに向かってというところで、なかなか村民の方々に、まだまだ今の状況の中でそういった対応ができるのか、理解がいただけるのかというところかと思っております。

私も熊本地震等々経験をさせていただいておりますけれども、この課の設置等々につきましては、毎年、あるいは年の中でも変えていくというところが必要であろうと思っております。

この今、今後の10年かかるのか、今後の復旧復興の流れの中で、そのステージ、ステージに応じまして、村として推進すべきいろいろな様々な事項が出てまいります。

そこを限られた人材の中でいかに効率よく執行していくのかと観点からいきますと、この課の設置につきましては、必要なときに必要な改正をしていくべきものということで考えており、今回こういった形で組織改正を提案させていただいているところでございます。

中を見ていただきますと、確かに復興推進課の業務としまして記載をしておりますのが、復興計画に関する事項、それから、災害公営住宅と、今現状の生活環境課、生活衛生課で持っております環境衛生のところの公費解体等々を、この復興推進課のところで所管をさせていただくというところがございますけれども。

今後の今、その復旧も含めたところでの様々な事務につきましては、当然、それぞれの課、建設課では道路関係、農地関係の災害復旧をしてまいりますし、保健福祉課の方では被災者の生活再建支援ということで地域の支え合いセンター、そういったものも担ってまいります。

ですから、あくまで復興推進課だけでこの復旧復興業務を担っていくということではございませんので、そこは各課の方で理解をしながら、連携の下に実施をしていきたいと思っております。

それから、あわせて、災害に特化したというところで、小川議員からも先ほどご質問がございました。高澤議員からも前回の議会のほうでも、組織改正の中でそういった観点をということでご指摘をいただきましたけれども、この球磨村の少ない人員の中で、災害に特化した課を設ける

というところも検討はしてまいりましたが、なかなかその人員を確保するところが難しいというところもありまして、今の人員体制を強化する方向で検討をさせていただければと思っております。

ただ、今後につきましても、いろいろな様々な状況が異なる場合が出てまいりますので、それに応じて適宜適切に課の体制というのは整えてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 副村長、今、答弁をされておりますが、そもそも、これまで水害を、災害が起こる前も、今言われた部分、分野に関してはやってきているわけですね。

それを踏まえ、やっぱり、復旧復興課を復興推進課に変える意図、言わば、今言われる何課、何課を、復旧復興課で持っていたものが、復興推進課で何を変えていくのか、持つものなのか、省くものなのか。

住民の今求めているものを実現するために、今後の球磨村づくりにおいて、この課の設置変更をしなければ、住民のその思いが解決するものであれば、課の設置、この変更も必要だと思います。

しかしながら、今、住民が求めているものと、その行政が思い描くものと、スピード感と、全てが合致しているかという点、合致していないわけなんです。その中に、この変更する理由が、住民にとってプラスなのか、ただ事務的な簡素化を図るだけでしか、そうではないかもしれないけれども、そういうふうにとらわれてしまいがち。

なぜかという点、先ほど言った本当に必要なもの、求めているものが、検討をして、今後、人員を増やすというだけであって、本当にそれが進むかどうかというのは村長次第なんです。

であれば、復旧も推進課を立ち上げるのであれば、防災課をしっかりと立ち上げて、今後の球磨村の防災力強化に特化した課を設置するならば話はわかるけど、何も変わらない、ただ課の名称を変えるだけしかない。そういう理解しかされない。

先ほど、副村長が答弁されましたけど、村長、いかがですか。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。防災に関して言えば、先ほど小川議員の質問に対して言いましたように、課としての立ち上げというのは今回はできませんでした。

ただ、総務課の中に防災係を、人員を増やして、防災関係の業務に関しては強化をしていくということで今後取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほど、副村長のほうからも答弁ありましたように、それぞれの課の中で、きちんと復旧に関しましては事業を行っていきたいと考えているところでございます。

そして、何より、あとは村長次第というお言葉をいただきました。今、本当、一歩ずつではございますけれども、復旧復興に向けて取り組んでいるところでございます。村民向け、皆さん向けにいろんな今の状況でありますとか、そういうのをなかなかお伝えする場とか、お伝えすることができない部分もございますけれども、着実に一歩ずつ進んではいるところでございます。

また、きちんとお伝えすることができるような状況になりましたら、皆様方をお願いして、そして、前回、国のほうにも皆さんと一緒に要望に行かせていただきましたけれども、そのような形で国、県のほうにも、議会と執行部と一緒に要望活動等をしながら、復興を進めていきたいと考えておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかに。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 組織は人がつくるものであります。その組織がいかにかうまく転がっていくのか、それは、当然組織の中におる人たちがどう動いた方がいいのかということをしつかり考えていく、そのことが最も大事だろうというふうに思ひます。

そういうことを考えますと、今回のこの課の設置について、今、役場の中で仕事をしている方々、職員の皆さんが、今回の豪雨災害を受けて、今、仕事の中で何が問題があつて、何をすべきなのか、私はどういふふうにか動くべきなのか、このことは最も大事なところだと思ひます。

そういう意味では、今回のこの設置条例の改正について、職員の意見、あるいはトップからのヒアリング、聞き取り調査、そういったものを集約した上で、じゃ、役場の職員一人一人が今後の防災、危機管理に対してどういふふうにか動いた方がいいのか、そのことをしつかり見極めた上で、私は、組織はつくるべきだろうというふうにか思ひます。

そのことは当然やられているというふうにか思ひますが、あまりにも急な提案でありますし、果たしてそのことがしつかりできたのかどうなのか、私は、そこが一番大事なところだというふうにか思ひますので、そのことについて、どういふ手順でこれまでこの提案につながつたのかお聞かせください。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 失礼します。今回のこの課設置条例の全部改正についてのご提案でございませうけれども、ご質問のありました、これまでのこの条例改正についての検討等についてということでございませうけれども、実は、この課設置条例、球磨村役場の課の全体的な再編についてということで、既に今年度に入りまして5月、6月ぐらゐから、総務課の方である程度、こうしたい方がいいんじゃないかという話を、令和3年度に向けての再編をやろうということで、総務課の方で検討をいたしておりました。

これは、課長会でもお示しして、各課、課員の方からの意見というものもヒアリングをしたと

ころでございます。

ところが、ご承知のとおり、7月の災害がございまして、ある程度のひな形というところはできておったところなんですけれども、ひな形といいますか、事務局案でございますけれども、その後の検討、村長との検討といったところまではまだ及んでおりませんでした。

災害を受けて、いろんなほかの業務が入ってきた関係でそういうふうになっていたわけなんですけれども、ある程度復旧が進んでまいりまして、来年度に向けて、どうしても今の時期にやはりやっておかないと、役場のほうの会計関係のシステムでありますとか、部署の配置でありますとか、そういったところに間に合わないということで、今回、緊急にご提案という形になってしまったわけなんですけれども。

もともと、申しあげましたとおり、課の再編につきましては検討を行っていたところで、それを基に村長、副村長と協議をさせていただいて、こうしようということで、今回、課のほうの再編をさせていただきました。

復興のほうも、そういったところで当初とは少し変わってきておりますけれども、そういったところも出す意味で、復興推進課とか、そういったところが今回新たに変わってきているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 再度伺います。

これまで組織の再編についてされてきた経緯はあるかというふうに思いますけれども、今回の災害を受けて、とりわけ防災、危機管理に特化をした組織を役場職員の皆さんが部内でどういうふうに思って、今後どういうふうにやった方がいいのかということ、じゃ、本当にやられたのかどうなのか、そこが知りたいんです。多分にそのことはできていないと思うんです、私は。

場合によっては、トップダウン方針もいいかもしれません。それは、お互いの意見が、それに出し合われて、そして、その中で最終的に判断をしなければならない時期にはトップダウンもいいかもしれません。しかし、そういうことが、今回の場合にやられていないとすれば、ちょっと言葉はきついですけれども、権力の行使以外にないじゃないですか。これは、私は反対です。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） ないようですので、反対意見があっておりますので、議案第3号は起立によって採決をしたいと思います。

それでは、議案第3号球磨村課設置条例の全部を改正する条例の制定について、賛成の方は起

立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（多武 義治君） お座りください。

賛成多数と認めます。したがいまして、議案第3号は原案のとおり決定することにしました。

日程第12. 議案第4号 球磨村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第12、議案第4号球磨村職員定数条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第4号球磨村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年7月豪雨災害からの復旧復興業務により不足する職員を一時的に補充するため、2月1日以降、順次15名の任期付職員の採用を行うものでございますが、15名の全員を村長事務部局に配置した場合、本条例上の職員定数を上回るため、改正を行うものでございます。

改正の内容とたしましては、村長事務部局の職員について、定数を67名から15名増やし82名とするものでございます。

また、あわせまして、教育委員会事務局の職員数につきましても、近年の状況に鑑み、定数を25名から15名減らし10名とする改正を行うものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） それでは、本案件の審議を行います。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 今回の大幅な定員の増の内容でありますけれども、災害を受けて対応する事務に対する増ということでございますけれども、期間がどういうふうになるのかよくわかりませんが、行政改革大綱が当然、村にも答申をされているというふうに思います。

この関連で、大綱に対する村としての考えについて、大綱を出された審議会に対する考え方をいただきたいというふうに思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 職員定数につきましては、非常に行財政の運営において将来的に財政を圧迫するなど、大変微妙な、非常に大変重要な部分かと思えます。

令和2年の3月に行政改革大綱のほうを定めさせていただきました。令和2年度から5年間、6年度までということで定めさせていただきました。

今回の行政改革大綱の中では、一つの項目でございますけれども、行政運営の効率化というこ

とで、行政運営の目標は、先ほど申し上げましたとおり最小の経費で最大の効果を上げると、非常に大事なところがございますけれども、そういったところをうたっております。

そういったところで、審議会のほうにもご説明させていただいて答申いただいたところがございますけれども、直接定員の増減といったものには触れておらず、内容といたしましては、事務分掌の整理を進め、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応し、より効率的な行政運営ができるよう、組織の再編についても検討しますと、こういったところで答申をさせていただいておりますので、そういったところで今後も進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 定数を決めるに当たって、各課の事務分掌に照らして、その事務量とその度合い、そのことは現場における職員、統括する課長の考え、一番しっかり聞いていくべき必須の条件だろうというふうに思います。

そういう意味で、じゃ、そのことを現場の聞き取り、あるいはヒアリングをされたのかどうか。その算定基準をどこから求められたのかお伺いいたします。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） その数値の算定根拠は、各課のほうにきちんとヒアリングなり対応をされたのかというようなことだと思っております。

今回の職員定数の増につきましては、あくまで今回の災害の復旧復興に向けてということでございます。まず第1、前段としまして、今後の復旧復興業務でどれだけの人員がプラスで必要になるかということで各課のほうに調査をかけました。

それに基づきまして必要な人員をとということで、県を通じて全国に職員の派遣を要望したところでございますけれども、結果としまして、来年4月から予定をしておりますのは、県の職員を含めまして26名でございます。

ここで、我々村として要望した数に満たなかったというところをどう対応するかというような話がございます。ここを任期付職員で補おうということで、今回、事務職、それから、技術職と保健師の募集をかけました。それで、今回、最終的に保健師につきましては応募がございませんで、事務職と土木技術職の方々を今回、任期付で4月で採用をさせていただき、一部2月もございますけれども。

そういったことで、今回、その職員定数、あくまで暫定的なものでございます。この復旧復興が成し遂げられた暁にはまた元に戻すというような形になるかと思っておりますけれども、あくまで今回の災害の復旧復興に関しまして、5月に、すみません。発災直後ですので、7月、8月に、各課に必要な人員を調査した上で今回こういった形になったというところでございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 課を統括する課長の責任は非常に重いと思います。当然、課長の下で仕事をする部下職員の仕事に対する責任度合いも強いと思います。そういった意味で、今回の算定基準を求められて、調査をされた上で決められたということですが、いつどのような形で行われたのか、詳細について伺います。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 発災が7月でございましたので、当時、短期職員の派遣ということで、各自治体、都道府県を超えたところで、避難所の運営ですとか、そういった形で応援をいただいたところがございます。

取りあえず緊急的な復旧の次のステップとしまして、次は中長期の職員派遣というところに移ってまいりますので、熊本県の方から、たしか8月の前半だったと思いますけれども、熊本県市町村課のほうから各被災市町村に対しまして、どれだけの職員を要望するのかというような調査が参りましたので、8月の月上旬に各課に対して、例えば益城町あたりの例を参考にしながら、どれくらいの人員が必要かということで調査をかけさせていただいております。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 災害発生により一時的に業務が増加しているためというふうになっておりますが、今回採用された方々がどういう資格を持っておられているのか、それぞれに伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 今回、土木技術職員のほう、任期付ということで募集して採用させていただいておりますけれども、受験資格要項の、募集する際に、総合土木ということで募集の分でございますけれども、総合土木1級または2級の土木施工管理技士、または建設部門の技術士の資格を有する者ということで募集をさせていただきました。

応募いただきました方々の履歴でありますとか資格等も、こういったことに合致するということで確認をさせていただいて採用させていただいているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）全員ではございません。事務職もでございます。事務職は特に要件はありません。車の運転免許等は当然確認させていただいておりますけれども、そういった資格等については、一般職については要件としてございませんでしたので、そこはございません。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 土木に関しては1級土木等々の資格と、事務職に関して条件は求めていないというところだと思うんですが、村長が多分これ面接をされたかと思います。この事

務職における採用の、何を基準にされたのかお聞かせいただきたい。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回面接をさせていただきましたけども、これまでの経験でございまして、本当、素晴らしい経歴をお持ちの方がいっぱい今回応募していただきました。そして、即戦力になる方ということで今回選ばせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 関連してお尋ねします。

今、土木技術1級または2級の施工管理士というお話しで、何名でしょうか。

○議長（多武 義治君） ここで、答弁調整のため休憩をします。11時5分より再開いたします。

午前11時00分休憩

午前11時04分再開

○議長（多武 義治君） それでは、会議を再開いたします。

総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 土木のほうの採用ということでございますけれども、合格通知のほうは6名差し上げております。実は辞退が2人出まして、現在4名ということで土木採用を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 災害によりまして、4名で土木関係に復旧に携わると思うんですが、村営住宅あたりも多分今後計画されるんじゃないかなというふうに思うんですが、今、土木技術員はそうだったんですけど、建築士、そういうものの採用予定といたしますか、今回入っていないければなんですが、今後の予定を聞かせていただきたいと思います。

○議長（多武 義治君） 山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 今回採用いたしました任期付職員4名につきましては、建築関係は入っておりませんが、今後の復旧復興に向けての建築関係につきましては、他の県からの応援職員、自治法派遣職員等がおられますので、そういった方々をお願いしてやっていこうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君、最後の質問にしてください。

○議員（7番 嶽本 孝司君） はい、3回目になります。

今回は他の応援の職員の方がお持ちということで、そこで対応をされるということなのですが、この災害の機会を捉えまして、土木もそうでしょうけど、建築につきましても、今後の村の職員の採用といたしますか、それと村のあり方として、やはり、こういう技術職員を1人ずつぐらいはずっと今後におきましてもしていくべきだと思うんですけど、村長、どう思われますか。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） はっきりしたことはわかりませんが、今現在、そういう専門的な技術職を自治体で採用しているところというのは、恐らくそんなにないんだろうと思います。検討しなければいけない時期が来れば、もちろん検討をしなければいけないと思っておりますけども、それはまた今後、いつになるかわかりませんが、検討をする時期が来たら検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかに。1番、板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 職員定数の改正についてですが、村長や事務局と、教育委員会事務局は別個に考えていいんですね。——そしたら、お聞きします。

あわせて、教育委員会事務局職員は定数25名に対し、近年6から7名の配置となっているため、現況に合わせて15名を減らし10名とし、定数条例の総数を調整すると書いてあります。この15名の減らしたというのは、6から7名で足りているという何か根拠があるんですか。

以上です。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 現在のご質問のとおり6、7名というところで配置をさせていただいております。以前の25名という定数でございますけれども、この根拠といたしますか、もともとスクールバス運転手さん、あるいは給食調理員さん等が現業、調理員、そういった職員さんが実際職員としておられた関係で、このような25名という数字になっておりました。

現在は、この方々は別の職種として働いていただいておりますので、定数からは除外して構わないというふうな考えでございます。

今回、災害を受けて任期付職員をどうしても雇わなくてはならないという関係が出てまいりまして、村長部局のほうが、そういった関係で足らなくなった、どうしようかといったときに、教育委員会部局のほうはやや余裕があるということでございましたので、全体は変えずに、やはり、村長部局だけ増やすのではなくて、教育委員会部局のほうを現状に合わせて減らして、役場全体、村と教育委員会も含めて全体の定数は増やさないよというふうな趣旨で行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） その場合、それこそ一時的に復旧業務に不足するため一時的に補足したと、そしたら、その82名になって15名を補足したために、すり合わせで教育委員会のほうを減らしたのかということをお願いします。

○議長（多武 義治君） 山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 確かに15名というのは任期付の職員を募集したときの大きな数字でありまして、教育委員会のほうは、現状がこの程度であれば大丈夫というところで今進んでおりますので、このような数字を減らせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 板崎壽一君、最後の質問にしてください。

○議員（1番 板崎 壽一君） 改正定数後10名になっていますが、6から7名で、3名ぐらいの余裕といいますか、それありますけども、現在、災害が起きてから渡小学校なんかも壊滅状態になって、それと、今度、渡小学校、一勝地小学校の方に来て、今度は球磨中の方に移転するとかいろいろありますけども、その含みなんかはこの定数10名でいいとかいうのもおかしいですが、そういうのは、教育長にお伺いしますけども、本当足りているんですかって、もっと、誰か必要、いっぱいあればいろいろあるんだけどもなというようなことはありませんか。

○議長（多武 義治君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） ありがとうございます。本当に通常の例年の業務とは違った業務がたくさん増えてきておりますので、職員の方も日々そういった業務に追われているのは現状であります。

ただ、全体の職員というのは、役場全体で職員数というバランスもお考えで示してありますので、ただ、任期付の職員ということで、そういったものは要望を上げてありまして、そういったところで他町村とか他県のほうから補充をしてもらう計画はございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 今回の定数なんですけども、任期付職員の採用ということで、3年をめどにという採用の条件でございます。

もともとは、災害に対する派遣職員を50名ぐらいは当然入れたいと、そういう考えであったようございまして、その50名に届くことが非常に困難な状況の中で、多分、今回の期限付職員の採用というふうになったというふうに思うんですけども。

派遣職員の皆さん、この方々もずっと派遣のままで雇用することが当然できないというふうに思いますので、じゃ、この派遣職員の方の、いつ派遣をやめて、この任期付職員がそこにしっか

り入り込めるのか、あるいは、その期間が3年で足りるのか、そこ辺の判断は現状でできますか。お伺いします。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 派遣職員さん、あるいは任期付職員につきまして精いっぱい募集といますか、国とか県のほうにも派遣のほうはお願いしているわけですが、そういった中で進めてきております。現状では精いっぱい募集をさせていただいて採用させていただいているところがございますけども、今後、その増減、今後の募集等については、まだ現状では把握できていないところがございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。——ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第5号 球磨村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第13、議案第5号球磨村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第5号球磨村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年7月豪雨災害発生に関わる災害関連死の認定を審査するための災害弔慰金等支給審査委員会の設置をするため、条例を改正するものであります。

内容としましては、災害弔慰金等支給審査委員会の設置及び委員の任命をすることとしております。

また、災害弔慰金等支給審査委員会の設置に伴い、球磨村報酬及び費用弁償に関する条例において、委員の報酬についても併せて改正をするものです。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） それでは、本案件の審議を行います。ご審議願います。——ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第6号 令和2年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第14、議案第6号令和2年度球磨村一般会計補正予算を上げます。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 議案第6号令和2年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出から主な内容をご説明いたしますと、人件費については、災害復旧や住民生活再建支援等の業務に従事する任期付職員を採用したため、職員給料等をそれぞれの費目で補正しております。

予算書10ページのグラウンド仮設団地仮設店舗設置工事は、中小企業基盤整備機構の助成金を活用し、豪雨災害により被災した事業者が営業できる仮設店舗を設置することとしております。

同じく予算書10ページの仮設住宅等コミュニティ形成支援助成金は、仮設住宅等に入居している被災者のコミュニティ形成を支援し、また、被災自治組織防犯灯電気料補助金は、豪雨災害で被災し住民が2割以上減少した自治体組織の防犯灯について、電気料の半分を補助いたします。

予算書11ページの転居費用助成金は、仮設住宅等から転居する際に係る費用を助成し、民間賃貸住宅入居費用助成金は、仮設住宅等から民間賃貸住宅へ転居する際の賃貸契約に伴う初期費用を助成いたします。これらの補助金や助成金は、県の球磨川流域復興基金を活用し、被災された方々が一日も早く元の生活に戻れるよう支援していくものであります。

予算書12ページの予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種が間もなく開始される予定であることから、村としても国の補助金を活用して体制づくりを行ってまいります。

また、ワクチン接種に当たり、現行の総合行政システムの改修も必要になることから、予算書10ページの電子計算費にシステム変更の委託料を補正しております。

予算書12ページの被災木材加工流通施設等復旧対策事業補助金は、令和2年7月豪雨により被災した球磨村森林組合第二製材所の再建のため、事業費の5割を国、1割を県と村でそれぞれ

補助するものであります。

予算書13ページの小中学校タブレット端末等導入事業業務委託料は、国が進めるGIGAスクール構想に伴い、小中学校にタブレット端末導入等に必要な予算を補正しております。

また、同じく13ページの渡小学校校舎新設設計業務委託料は、球磨中学校敷地内に渡小学校仮設校舎を新たに設置するため、設計業務委託料を補正し、渡小学校児童の学習環境の改善を図ってまいります。

歳入においては、国県支出金や、ふるさと応援災害復興復旧寄付金を実績に合わせて補正し、村債は林道や村道の災害復興事業費に併せて増額をしております。

また、2月から順次雇用する予定の任期付職員の人件費を、8割は特別交付税措置があることから、特別交付税を増額し、一般財源として財政調整基金及び普通交付税を追加しております。

このようなことから、2億2,112万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ102億2,639万6千円とする予算を編成したところでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） それでは、本案件の審議を行います。ご審議願います。9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 10ページの、先ほど説明をいただきましたけれども、仮設店舗の中身、もう少し内容を説明をいただきたいと思います。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 中小機構の支援をいただきまして、球磨村総合運動公園の敷地に4店舗の建築を予定しております。

1つが村内の美容室、それから、小売業者が2店舗入りまして、それに伴いまして渡郵便局と、それから、村外の方なんです、住民の方の見守りと、ちょっとした野菜等を販売したいということでお話を聞いております。一応4店舗が5月以降の運営に向けて手を挙げていただいているところでございます。

以上でございます。

○議員（9番 田代 利一君） だから、村内の事業者の説明は、村内。何なのか。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 村内の事業者におきましては、村内の美容室を経営されていた方、お店が1軒と、もう1軒が、渡駅の横で経営をされておりました球磨村森電力、電力会社の2店舗でございます。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。

○議員（9番 田代 利一君） はい。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。1番、板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 予算が3,300万予定されていますが、これはその店舗軒数は何軒とかしてありますか。

○議員（9番 田代 利一君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 中小企業の支援を100%頂いて設置いたします。店舗数につきましては4店舗でございます。

○議長（多武 義治君） ほかにありますか。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 10ページ、地域おこし協力隊の起業支援金100万円、これ一般財源になっておりますが、この説明をお願いします。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 現在、地域おこし協力隊といたしましては3名、球磨村で活動をしていただいているところでございますけども、任期終了の日から起算して1年以内の方が手を挙げる場合は支援ができるということになっておりまして、今回、手を挙げていただくケースがあれば、審査等をしてからの支給をさせていただきたいというふうに考えております。

実際ならもうちょっと早目にこういった形で、要項あたりの整備もしておくべきだったんですけども、今回こういった形でご提案をさせていただいているところでございます。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） ということは、ただ予算をつけて、今後手が上がった場合という中の100万円ですね。——はい。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 教育委員会、13ページ、タブレット端末、GIGAスクール構想、説明をお願いします。

○議長（多武 義治君） 教育課長、永椎樹一郎君。

○教育課長（永椎樹一郎君） お答えいたします。

今おっしゃいますようにGIGAスクール構想、1人1台のということで今構想を進めております。今回300台を、この前、整備につきましてはお認めをいただきました。

今後は、これを使える状態であるとか、また、導入をして管理をするための設計委託ということで必要になってまいりますものですから、その委託料として634万6千円、300台でございますので、1台に2万円程度ぐらいの管理だったり、その使えるような設置に対する委託をお願いをするところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 教育長にお尋ねをしたいんですが、これまでもタブレットを使っ

たICT教育、これにも地域おこし協力隊がおられて、本来、球磨村の学校教育の在り方を含め、このICT事業を進める中で、非常に現場の教員が、このICT教育に否定的な教師がおるといってお話があります。なかなかやりたいことがやれないと、そこの把握は教育長はされておりますか。

○議長（多武 義治君） 教育長、森佳寛君。マイク使ってください。

○教育長（森 佳寛君） 今のご質問ですが、ICT教育に対して否定的な、私も昨年3月までは現場にいましたが、やはり、非常に人吉球磨の中でも球磨村はそういうICT教育にも力を入れていただいております、電子黒板の導入、そして、タブレットも1.5人に1台ぐらいの配置がなされておりました。

今度GIGAスクールでは1人1台のところ、非常にそういう点は力を入れていただいておりますし、熊本県の未来の創造プロジェクトという指定まで受けて取り組んではきておったところです。

そういうICT機器を使った学習の進め方、または子どもたちの効果というのは検証されておりましたので、また、職員の研修もずっと続けておりましたし、そこで、私は、すみません。否定的なというのは、そういう職員がいるというのは把握はしていないところです。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 学校現場の中で、やはり、球磨村が、もちろん国もなんでしょうけど、球磨村もこれを導入して推し進めるというようになっております。現場がどうであるのかということは、しっかり調査をしていただいて、いろんな協力隊の意見も聞いていただいて、本当のこれを使った効果をしっかり示されるようにやっていただきたいということです。

これは、これまでも非常に、当初、補助がついた中で、今後進めていく中で一般財源が占めてくるという中で、いかに投資的な部分を含め、最大の効果を発揮するという中で、非常に現場の相違があるようです。ぜひ、これだけ予算をつけてするのであれば、教育長を中心にしっかりそこら辺を精査をしていただきたいというふうに思います。

○議長（多武 義治君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） 少し補足させてください。

否定的なというか、やはり、教職員の年齢層の中では、本当に年齢的に50以上ぐらいの者で、私も直接声を聞いたことがあります、やはり、ICTとか、そういうコンピューターを使うのがなかなか苦手であるという声はずっとその辺はありました。

私が渡にいたときにもそういう声はありましたが、やはり、学習の中で非常に効果的に活用できますし、今現在、コロナ禍の中で、遠隔の授業とか、オンラインで非常に遠く離れた人たちと本当にその場にいるような形で意見交換ができるという有効性というのは、次々に認識をしてき

ているところです。

だから、そういうものをしっかりと理解させるというか、理解していけるようにして、それだけの費用をかけていただいていますので、そういうものを効果的に活用できるような研修も深めながら、そして、しっかりと職員のそういった声も聞き取りながら取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 教育費に関連をして質問をさせていただきたいと思えます。

何日前かの人吉新聞だったと思えます。人吉の一中生徒、生徒会でアルミ缶をして復興の義援金ということで大変感動をいたしました。見られたと思えますけれども、見られたならば、教育長か課長か、その感想をお知らせしていただきます。

○議長（多武 義治君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） 今ありました人吉一中生のアルミ缶回収による募金活動、私も新聞のほうで拝見をいたしましたところです。

一中校区は、実際子どもたちも被災した家庭もある中で、中学生が自分たちにできることをということで、こういう生徒が主体となった活動というのは本当に素晴らしい活動であったと思っております。こういった中学生の行動というのは、市民に対しても本当に元気、勇気を与えたんじゃないかなと思っております。

現在、球磨村の小中学校においては、児童生徒の約6割ぐらいが被災をしておりますし、渡小中学校においては現在、校舎も使えない状況で仮設での学習、そして、そういう中で課題にも向き合いながらの日々でございます。

そういう状況の中、全国から逆にたくさんの温かい支援を頂いております。その中には、小学生、中学生、同学年の子どもたちから、また、高校生から、ましてや東日本、そして、一昨年、昨年の豪雨災害に遭った子どもたちからの温かな物的、精神的な支援を頂いているところです。

私も、災害後、いつとき子どもたちに、今は本当に頼っていいんだよということで話もしたりはしましたが、今後、こういったご支援に対して、今は感謝の意を伝えるだけなんですけど、自分たちが周りに困った方が今後出てきたときに、自分たちが手を差し伸べられるような人に育っていく、そういうふうに、今だからこそできる教育に取り組んでいくべきだと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 金額は千円幾ら、僅かにしろ、人吉も今は復興は道半ばということで松岡市長も大変喜んで、一緒に頑張ろうと載っておいりましたので、大変よかったなと思っております。

今ここでしろじゃないんです。そういうことで、大変よかったなと感じましたので、ということです。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。1番、板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） 13ページの下のほうの委託料ですが、渡小学校仮設校舎新設設計業務委託料のこのコンサルはどこでしょうか。設計コンサル。設計委託されているところのコンサル。

○議長（多武 義治君） 教育課長、永椎樹一郎君。

○教育課長（永椎樹一郎君） 実は、今度の補正予算をお認めいただいて、これから探そうということになります。

国交省が出しておりますこの積算につきましては、官庁施設の設計業務等の要領ということで、これをしまして設計をしております、その中に校舎とか、あるいは校長室、保健室等々も含めたところでの、あれは新築になりますので、それについては平米数に応じた、この業務に何名の方が関わるのかというようなことを設計で積み上げてまして、また、技術科室の所を1回壊しまして、技術科室はまた別の所に新築をいたしますもんですから、その分についてもまたこの設計でさせていただきます。

また、職員室を交流室、今、交流室という所を職員室に改修をするんですけども、それは改修工事でございますので、それは図面の種類とか、いろんな、どういう図面が要るのか、構造が要るのかというような積算に基づいてこの金額を上げているところでございますので、この後になるかと思えます。

以上です。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について、条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条

項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（多武 義治君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第1回球磨村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員